

# 漁船に対する特例 《 固定資産税 》

## 1. 特例の内容

漁船に対する固定資産税の課税標準は、以下のとおりです。

区 分	対 象	課 税 標 準
外 航 船 舶	・総トン数500トン以上の漁船 ・農林水産大臣が許可・承認する漁業に従事する 総トン数90トン以上500トン未満の漁船	船価の1/6
準外航船舶	・農林水産大臣が許可・承認する漁業に従事する 総トン数45トン以上90トン未満の漁船	船価の1/4
内 航 船 舶	上記以外の漁船(遊漁船等を除く)	船価の1/2

## 2. 特例の効果

例: 沿岸漁業の漁船 簿価 500万円  
(税率 1.4%)



<通常>

500万円(課税標準) × 1.4% = 7万円

<特例>

500万円 × 1/2 = 250万円(課税標準)

250万円 × 1.4% = 3.5万円

7万円 - 3.5万円 = **3.5万円の効果**

担当部署 農林水産省水産庁水産経営課税制班  
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)6594  
(直通)03-3502-8426